

議案第 9 1 号

調布市八ヶ岳少年自然の家条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 元 年 1 1 月 2 9 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

市外のものに係る利用料金の上限額を改めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市八ヶ岳少年自然の家条例の一部を改正する条例

調布市八ヶ岳少年自然の家条例（昭和58年調布市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「に關すること。」を削り、同条第2号及び第3号中「こと。」を「事業」に改める。

第7条第1項第2号中「付帶」を「附帶」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「使用者が」を削り、同条第1号中「使用」を「使用者が使用」に改め、同条第2号中「この条例又は」を「使用者がこの条例又は」に改める。

第10条中「付帶」を「附帶」に改める。

第12条第1項及び第3項中「納付」を「納入」に改める。

別表第5条第2項第4号の規定に該当する者の部児童生徒の項中「450」を「600」に改め、同部大人の項中「1,400」を「1,800」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。